

## 都労委のあっせんを受諾しない会社！ 労働協約の解釈をめぐり団交開催を申し入れ！

組合員が怪我の治療のために通常的年休を申し込んで取得したにもかかわらず、診断書の提出を強要した件で会社（新幹線鉄道事業本部）は、新幹線地本が問題解決と労働協約の解釈の一致を求めて申し入れた団体交渉の開催を拒否しました。そして、新幹線地本が東京都労働委員会に行った「あっせん申請」が受理されたにもかかわらず、新幹線鉄道事業本部は「あっせん」を受諾しませんでした。

本部は、新幹線地本との団体交渉開催の拒否、都労委の「あっせん」拒否、会社の一方的な労働協約の解釈・運用を看過できないため、12月19日「労働協約第37条及び272条の運用に関する団体交渉開催を求める申し入れ」（『申第14号』）を提出しました。以下、申し入れ項目です。

1. 労働協約第37条にある「欠勤」の定義を明らかにすること。
2. 「年休」の取得申請に関して、「事由」は必要ないと考えるが貴側の認識を明らかにすること。
3. 勤務発表で確定した「年休」に対して診断書の提出を求める根拠を明らかにすること。
4. 診断書の使用目的を明らかにすること。
5. 診断書の提出を拒んだ場合、勤務発表で確定した「年休」の勤務認証は変更になるのか明らかにすること。
6. 組合員が、「労働協約・就業規則の解釈」にかかわる苦情申告をしたにもかかわらず、開催を拒否した理由を明らかにすること。
7. 新幹線地本が、「労働協約（第37条及び272条）の運用」に関する団体交渉開催を求めて申し入れたにもかかわらず、開催を拒否した理由を明らかにすること。
8. 幹鉄事は、団体交渉の開催を拒否した後、一度開催を拒否した苦情処理会議を開催したいと新幹線地本に申し出てきた。その理由を明らかにすること。